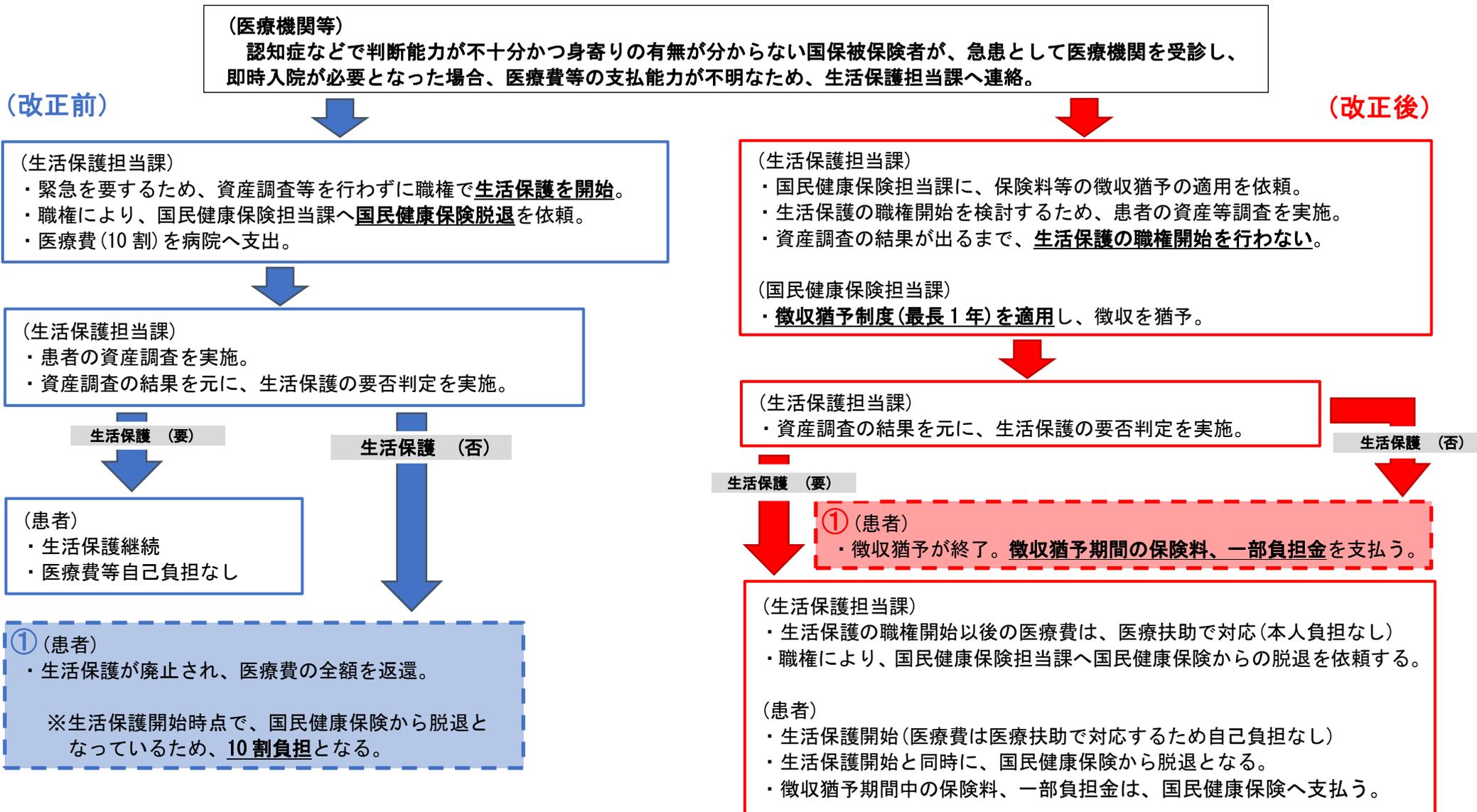


舞鶴市国民健康保険条例の一部改正に関する参考資料（徴収猶予フロー図）



※ 治療費等が100万円発生した場合（被保険者である患者の負担割合を3割とし、単純に負担割合だけを見た場合）

①の場合（改正前）：100万円のうち、国保負担分0円（資格喪失のため）、患者（被保険者）負担分100万円となる。

①の場合（改正後）：100万円のうち、国保負担分70万円、患者負担分30万円となる。（高額療養費制度等を活用した場合にはさらに負担額は減少する）